

証券ジャパンの約款・規程集（対面営業（IFAを含む。）） 新旧対照表

令和 5 年 9 月 4 日
株式会社証券ジャパン

今般、当社では令和 5 年 10 月 2 日より個人のお客様を対象にご印鑑のお届出及び申込書等各種書類のお届出印鑑の押印を不要とする、いわゆる「印鑑レス」を実施させていただくこととなりました。これに伴い、当社は証券ジャパンの約款・規程集において関連する約款等を改正し、適切な対応を図ることといたします。お客様におかれましては、改正内容等をご確認いただきますようお願い申し上げます。

(改正項目)

1. 「第 1 章 総合取引約款」、「第 2 章 保護預り約款」、「第 3 章 振替決済口座管理約款」、「第 7 章 外国証券取引口座約款」、「第 8 章 累積投資取引約款」、「第 9 章 MRF 自動スweep取扱い規定」、「第 13 章 外貨建 MMF 累積投資取引約款」、「第 15 章 電子交付サービス約款」、「第 16 章 対面ネット照会サービス取扱約款」を一部改正いたします。
2. 本改正は、令和 5 年 10 月 2 日から適用いたします。

(改正項目新旧対照表)

下線部分変更

新	旧
第 1 章 総合取引約款	第 1 章 総合取引約款
<p>第 5 条 (届出事項等) お客様は、<u>証券総合取引の申込時などに氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等を届出</u>いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。</p>	<p>第 5 条 (届出事項等) お客様は、<u>総合取引開始時、又は当社が別途必要と認めるときに住所、氏名、共通番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。)</u> 第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) 等をお届けいただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、<u>その住所、氏名、共通番号等がお届出となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座及び今後開設されるすべての口座についても、上記第 4 条(1)における所定の申込書に押なつしたこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。</u></p>
<p>第 5 条の 2 (届出事項の照合等) 本契約口座についての届出住所、氏名、共通番号、お届出の印鑑等の照合は、第 4 条の申込書ほか各申込書に記載された氏名又は名称、<u>住所</u>、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名<u>及び押なつされた印影、共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、<u>印鑑、共通番号</u>等とします。<u>ただし、法人の場合において、すでに印影の届け出がされている場合には、その印影をもってお届出の印鑑とします。</u></p>	<p>第 6 条 (届出事項の照合等) 本契約口座についての届出住所、氏名、共通番号、お届出の印鑑等の照合は、第 4 条の申込書ほか各申込書に<u>押なつされた印影及び</u>記載された<u>住所</u>、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の<u>印鑑、住所</u>、氏名又は名称、生年月日等とします。</p>
<p>第 6 条 (既存取引等の継続) <u>お客様が総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている第 3 条及び第 4 条(3)に掲げる取引及び取扱いについては、継続してこの約款に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただけます。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p>第 10 条（現金等による出金の取扱い） お客様が現金等を引出される場合は、所定事項を記載<u>いただいた</u>受領書と引換えにお支払いいたします。</p>	<p>第 10 条（現金等による出金の取扱い） お客様が現金等を引出される場合は、所定事項を記載<u>し届出印を押なつされた</u>受領書と引換えにお支払いいたします。</p>
<p>第 11 条（免責） 当社が所定の書類に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、<u>或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と</u>相違ないものと認めて金銭を返還した場合は、かかる返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。</p>	<p>第 11 条（免責） 当社が所定の書類に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭を返還した場合は、かかる返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。</p>
<p>第 21 条（変更・喪失手続）</p> <p>(1) <u>お届出事項等に変更が生じた場合は、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の手続きにより届け出ていただきます。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</u></p> <p>(2) <u>印章を喪失したことによりお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑を押なつしてご提出ください。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>上記(1)及び(2)による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、印影、共通番号等をもってお届出の氏名又は名称、住所、印鑑、共通番号等とします。</u></p>	<p>第 21 条（変更・喪失手続）</p> <p>(1) <u>各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法によりお取引店にお届出ください。</u></p> <p>(2) <u>印鑑を失ったとき、又は印鑑、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>第 2 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。</u></p>
<p>第 31 条（免責事項） 当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① <u>お客様が第 21 条の届出を行う前に生じた損害</u></p> <p>② <u>当社が所定の書類に使用された印影等をお届出の印鑑等と相当の注意をもって照合し、或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と</u>相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 当社が、第 9 条(5)により金銭を指定預金口座へ振り込んだ<u>後に発生した損害</u></p> <p>④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は<u>押なつされた印影とお届出の印鑑が相違するため、お預りした有価証券等</u>又は金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>⑤ (現行どおり)</p>	<p>第 31 条（免責事項） 当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第 21 条第 2 項による届出の前に生じた損害</p> <p>② <u>依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と</u>相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 当社が、第 9 条(5)により金銭を指定預金口座へ振り込んだ<u>場合</u></p> <p>④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は<u>印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替</u>をしなかった場合に生じた損害</p> <p>⑤ (省略)</p>

新	旧
<p>⑥ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭若しくは有価証券の授受、振替株式等の振替又は抹消又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった<u>ことにより生じた損害</u></p> <p>⑦ 電信又は郵便の誤謬や遅延、金融商品取引所等又は情報を伝達する機器若しくは機関における不具合等（ただし、当社の責に帰すものを除きます。）、当社の責に帰すことのできない事由<u>により</u>生じた<u>損害</u></p> <p>⑧～⑨ （現行どおり）</p>	<p>⑥ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭若しくは有価証券の授受、振替株式等の振替又は抹消又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった<u>場合</u></p> <p>⑦ 電信又は郵便の誤謬や遅延、金融商品取引所等又は情報を伝達する機器若しくは機関における不具合等（ただし、当社の責に帰すものを除きます。）、当社の責に帰す<u>る</u>ことのできない事由<u>が</u>生じた<u>場合</u></p> <p>⑧～⑨ （省略）</p>
第2章 保護預り約款	第2章 保護預り約款
<p>第6条の2（当社への届出事項）</p> <p>(1) 当社所定の<u>手続き時にお申込みされた</u>氏名又は名称、<u>住所</u>、生年月日、法人の場合における代表者の<u>役職氏名及び押なされた印影</u>、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、<u>住所</u>、生年月日、<u>印鑑</u>、共通番号等とします。</p> <p>（現行どおり）</p>	<p>第6条の2（当社への届出事項）</p> <p>(1) 当社所定の<u>書類に押捺された印影及び記載された住所</u>、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の<u>印鑑、住所</u>、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>（省略）</p>
<p>第12条（保護預り証券の返還）</p> <p>保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の返還請求書兼受領書に所要事項を記載のうえ提出して下さい。</p>	<p>第12条（保護預り証券の返還）</p> <p>保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の返還請求書兼受領書に所要事項を記載のうえ<u>届出印を押捺して</u>提出して下さい。</p>
第3章 振替決済口座管理約款	第3章 振替決済口座管理約款
<p>第11条（振替の申請）</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、<u>届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）</u>して提出するものとします。</p> <p>①～⑧ （現行どおり）</p> <p>(3)～(6) （現行どおり）</p>	<p>第11条（振替の申請）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ<u>記名し、届出の印鑑を押印</u>して提出するものとします。</p> <p>①～⑧ （省略）</p> <p>(3)～(6) （省略）</p>
第7章 外国証券取引口座約款	第7章 外国証券取引口座約款
<p>第25条（届出事項の変更届出）</p> <p>お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は<u>法人の場合において届出の印鑑</u>を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>	<p>第25条（届出事項の変更届出）</p> <p>お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は<u>届出の印鑑</u>を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>

新	旧
<p>第30条（免責事項） 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社</u>が所定の書類に押印した印影と届出の印鑑を<u>相当の注意をもって照合し、或いは、当社の定めるところにより本人確認を行い、本人と</u>相違ないものと認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>	<p>第30条（免責事項） 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ <u>当社</u>が所定の書類に押印した印影と届出の印鑑<u>とが</u>相違ないものと<u>当社が</u>認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>
第8章 累積投資取引約款	第8章 累積投資取引約款
<p>第8条（キャッシング（即日引出）） (1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の申込み及びキャッシング代金の支払いは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は<u>口座名義人の署名による</u>所定の受領書と引換えに取引店においてお客様に金銭をお引渡しいたします。</p>	<p>第8条（キャッシング（即日引出）） (1) (省略)</p> <p>(2) 前項の申込み及びキャッシング代金の支払いは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は<u>届出印の押捺された</u>所定の受領書と引換えに取引店においてお客様に金銭をお引渡しいたします。</p>
第9章 MRF自動スweep取扱い規定	第9章 MRF自動スweep取扱い規定
<p>第2条（MRF自動スweepの利用） お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえ申込み、当社が承諾した場合にMRF自動スweepを利用できます。</p>	<p>第2条（MRF自動スweepの利用） お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名、<u>捺印</u>のうえ申込み、当社が承諾した場合にMRF自動スweepを利用できます。</p>
第13章 外貨建MMF累積投資取引約款	第13章 外貨建MMF累積投資取引約款
<p>第2条（契約の申込） (1) (現行どおり)</p> <p>(2) 上記(1)の申込みは、お客様が、所定の申込書に必要事項を記入の上、署名し、これを当社に提出することによって行うものとし、当社が承諾した場合に契約が締結されるものとします。</p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p>	<p>第2条（契約の申込） (1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の申込みは、お客様が、所定の申込書に必要事項を記入の上、署名、<u>捺印</u>し、これを当社に提出することによって行うものとし、当社が承諾した場合に契約が締結されるものとします。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p>
第15章 電子交付サービス約款	第15章 電子交付サービス約款
<p>第5条（申込） (1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様は、次の方法により申込み、本サービスを利用できるものとします。 ○当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ提出する方法</p>	<p>第5条（申込） (1) (省略)</p> <p>(2) お客様は、次の方法により申込み、本サービスを利用できるものとします。 ○当社所定の申込書に必要事項を記入、<u>押印</u>のうえ提出する方法</p>

新	旧
第 16 章 対面ネット照会サービス取扱約款	第 16 章 対面ネット照会サービス取扱約款
<p>第 9 条（届出事項の変更）</p> <p>お客様の住所・氏名等、本サービスの利用に係る当社へのお届出事項に変更が生じた場合には当社所定の手続きにより速やかに当社へ届け出ていただくものとします。また、この届出を行わないことで生じたお客様の損害については、当社はその責を一切負わないものとします。</p>	<p>第 9 条（届出事項の変更）</p> <p>お客様の住所・氏名・<u>届出印</u>等、本サービスの利用に係る当社へのお届出<u>け</u>事項に変更が生じた場合には当社所定の手続きにより速やかに当社へ届け出ていただくものとします。また、この届出を行わないことで生じたお客様の損害については、当社はその責を一切負わないものとします。</p>

以上